

大阪市告示第889号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 都島屋内プール 水泳場	令和8年7月21日（火）	午後3時から 午後7時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 都島屋内プール 水泳場	令和8年7月19日（日）	午前8時30分から 午前9時まで
	令和8年7月26日（日）	午前8時30分から 午前9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）